

自治体向け説明会での質問について

令和4年12月16日現在
※ 赤字は追加の回答

	質問	回答	
実施計画	現時点で現状値とする数値を持ち合わせていない場合はどうすればよいか。 また、複数箇所で開催が執り行われているため、明確な来場者数の把握が困難。この指標について、例えば補助事業に関する保存会の人数等で指標とすることは可能か。	現状値は概算でも構いませんので、何らかの方法により記載してください。また、該当する伝統行事等の来場者数は必ずカウントするようにし、実施報告時には来年度の実績が明記できるようにしておいてください。複数の場所で開催し、来場者数の把握が困難な場合でも、各所の来場者数を合計するなど、できるだけ来場者数の把握に努めてください。なお、保存会会員数は補助事業者の指標ですので、地方公共団体が設定することはできません。	
	必須の評価指標「地域の伝統行事等への来場者数」について	現在、市内民俗文化財の悉皆的な映像記録の作成を計画しているが、この場合、記録する全ての文化財の保存会ごとに、観覧者数をカウントしなければならないのか。	関係する全ての保存会の観覧者数をカウントし、合計値を記載してください。
	場所を変えて行われ、その都度観覧する人数が変動するような場合、どのようにカウントすればよいか。	カウントの手法については定めはありませんが、各所の来場者数を合計するなど、総来場者数の把握に努めてください。	
	来場者把握が極めて難しい伝統行事等について、主催者発表を来場者としてカウントしてもよいか。何らかの客観的資料が必要か。	主催者発表の内容で構いません。客観的資料の提出は特に求めていません。	
	事業実施予定の伝統行事等では来場者数の設定が困難な場合、同一市町村区域内の実行委員会の構成団体ではない別の伝統行事等の来場者数を設定することもよいか。	要望する補助事業に関係する全ての伝統行事等にかかる来場者数の把握に努めてください。要望していない別の伝統行事等の来場者数に置き換えることはできません。	
地域計画等の策定について	様式1-1の10において、計画又は構想のどれかを作成又は作成見込みでないかと採択は難しいか。	文化財保護法に基づく文化財保存活用地域計画や文化観光推進法に基づく拠点計画又は地域計画の認定を受けた市区町村における事業は、優先的に採択する予定です。	
地域文化遺産・地域計画等にも応募する場合	「地域文化遺産・地域計画等」と「地域伝統行事・民俗芸能等継承振興事業」のどちらにも応募する場合、地方公共団体は、それぞれの実施計画書を作成する必要がありますが、実施計画書を二つの事業を網羅した形で一つの計画としても良いか。	「地域文化遺産・地域計画等」と「地域伝統行事・民俗芸能等継承振興事業」とを連動させて一体的に取り組むことで効果が高まる場合、「地域文化遺産・地域計画等」の実施計画の中に「地域伝統行事・民俗芸能等継承振興事業」の事業内容を盛り込んでいただく形でも問題ありません。ただし、「地域伝統行事・民俗芸能等継承振興事業」の実施計画は単年度のものとなっているため、「地域文化遺産・地域計画等」の実施計画をそのまま記載することは適切ではありませんので御注意ください。	
事業計画書について	市内に伝承される全てのある伝統行事の記録作成を考えているが、要望書の様式3「事業計画書」は記録するそれぞれの伝統行事毎に1枚作成しなければならないか。それとも代表的な文化財一点のみを記載する形で1枚作成すればよいか。	実施主体が同じであれば1枚の事業計画書で記載してください。事業の内容の欄に、対象となる伝統行事名等は記載する必要があります。また、記録作成業務を委託する場合は、仕様書においてどの伝統行事を何件対象として実施するのか示してください。それぞれで実施主体が異なる場合は、各実施主体ごとに事業計画書を分けて記載してください。	
実施主体	補助事業者となる実行委員会等の構成団体が1団体となってもよいのか。 事業実施を計画している団体が1つの場合、この団体単独で応募することは可能か。 その場合、団体の定款＝実行委員会の定款としてよいのか。	1地方公共団体において、域内から一つの保存会のみが要望する場合、実行委員会を組織せず、当該保存会が補助事業者となることも可能です。ただし、募集案内p13に記載する補助事業者の4つの要件を必ず満たしていることが必要です。その場合、当該団体の定款を提出してください。	
	域内には当該文化財の保護団体が1団体しかない。実行委員会等を文化財保護団体1団体と地方公共団体の2者のみで構成して差支えないか。	問題ありません。	
	募集案内p39の「7. 本補助事業の…」の4行目下線部「実行委員会等は、1実施計画につき1団体です」とはどのような意味か。1市1実行委員会1実施計画という理解でいいのか。	問題ありません。	
	実行委員会等の要件について、「活動の本拠となる事務所を有すること。」となっているが、当該団体の代表者宅を事務所とすることもよいか。	可能です。	
	保存会等で構成する協会は、募集案内P13の4つの要件を満たすのであれば、実行委員会等として要件に該当すると判断できるか。	実行委員会等として要件に該当します。	
	「令和3年度補正予算事業地域の伝統行事のための伝承事業」に採択され、用具の新調・修繕を実施しているが、今回の事業に同団体が別の新調・修繕を要望することは可能か。	可能です。	
	募集案内p5の「当該保護団体等は～要望を行っていることが必要です」の意味はどのようなことか。過去に要望を行っていない場合は対象にならないのか。	収益機能強化の取組を行う伝統行事の保護団体等は、今回の交付要望時に、用具等整備事業、後継者養成事業、記録作成・情報発信事業のいずれかに要望を行っていることが必要です。	
補助の上限・下限について	新調は、1点当たり10万円を上限としているが、継承枠の上限1,000万円は修理の上限額と解しているか。	継承枠及び振興枠の補助対象経費の上限は、用具等整備事業(修理・新調)、後継者養成事業、記録作成・情報整備事業、全ての総額に対する上限となります。	
	継承枠の場合の補助対象上限額は1,000万円であるが、新調の1点当たり10万円の上限額は、1,000万円のうちに含まれるとの解釈でよいか。		
	過去に他の文化財関係の国庫補助事業で、総事業費200万円以上が対象と聞いたが、今回の地域文化財総合活用推進事業においても同様に、総事業費200万円以上のものが対象か。	総事業費の下限は設けておりません。	

	質問	回答	
補助対象	補助対象の継承枠の上限1,000万円とは、1市町村(1実行委員会)で1,000万円なのか、実行委員会の中の1団体ごとに1,000万円なのか。	継承枠において、補助対象経費の上限は、1市町村(1実行委員会等)あたり1,000万円となります。	
	伝統行事等の由来等について 補助対象とならない事業の中に「概ね戦後に始まった伝統行事等に関する事業」について、戦前から行っていることを証明するのに関係者からの聞き取り内容でいいのか、それとも文書が必要であるか。 概ね戦前より継承されていることの証明はどの程度のことまで行う必要があるか。	文化庁は要望書を基に審査するため、概ね戦前から始まっているということ客観的に示すことができる内容としてください。参考資料がある場合は、適宜、要望書と併せて御提出ください。	
	用具等整備事業について	「用具の修理・新調」を行う場合は、後継者養成や修理現場の公開等、他の取組と併せて実施とあるが、「用具の修理・新調」だけでは申請できないのか。セットで申請するものの方が採択されやすいのか。	用具の修理・新調だけの要望も可能ですが、修理現場の公開や後継者養成の取組と併せて行うことを推奨しています。
		募集案内p8、補助対象とならない取組の例に、用具は古いが、その用具が用いられる無形民俗文化財が新しいものである場合の修理・新調とある。新しい無形民俗文化財の基準は。	当該補助金は、概ね戦前から始まった伝統行事等を補助対象としています。
太鼓台を戦前から運行しているが、近年完全に新調して運行している。このような場合、完全に新調した太鼓台に係る用具修理は補助対象となるのか。補助対象となる場合、新調時の姿への部分的な復元新調は補助対象となるのか、それとも戦前の形態や意匠への部分的な復元新調が補助対象となるのか。		近年完全に新調した用具等の修理については、審査会にて補助対象となるかを判断します。	
国重要無形民俗文化財に指定されている伝統行事等に関する後継者育成事業を要望することは可能か。	国の指定・登録を受けている民俗文化財は対象外となります。		
補助対象	戦前から行われていた各神社の祭礼が、戦後に他の要素と合わさり、一つのまつりとして実施されるようになった場合は、本補助事業の対象である概ね戦前に始まった伝統行事として見なせるのか。また見なせる場合、用具等整備の対象となるのは、戦前より使用されている用具のみとなるのか、戦後に加わった用具等も用具等整備の対象とできるのか。	本補助金では、概ね戦前に始まった伝統行事等を対象としています。また、古くから継承されてきた仕様に基づく修理・新調を対象としていますので、対象用具の詳細を要望書に記載し、指導書等でも指導内容を詳しく記載してください。審査会にて補助対象となるかを判断します。	
	募集案内では法被も補助対象となっているが、「伝統行事の開始当時より材質や文様等が同様の仕様で受け継がれてきたもの」のみが事業の対象という認識でよいのか。 あるいは、「伝統行事の中で法被の着用は受け継がれてきたが、材質や文様は新調ごとに変更されてきたもの」も事業の対象になるのか。		
	対象となる行事において、法被や装束などは現在正絹や木綿でなくポリエステル製のものを使っているが、破れほつれなどがあるものをポリエステル製で新調することは可能か。		
	祭り屋台自体は、戦前から地域で継承されているものだが、現在の幕は、元々この屋台のものではなく転用されたものと想定されており、本事業を活用し、幕の復元新調を実施したい。幕の復元新調を行う場合、仕様・図案の変更・追加はどの程度許容されるのか。		
	衣裳の下地(布)の修繕を考えている。 その際、下地(布)の色が変わっても修繕と認められるか。 例えば、下地(布)の色が「赤から黒」や「青から黒」等に変わっても良いか。		
	町のみこしで着る法被は補助対象になるか。		
	屋台巡行の時に屋台を曳く人が着る法被は補助対象になるか。		
	募集案内p7に「同一の修理を複数年度に渡って実施する取組は補助対象外」とあるが、山車の別の箇所を複数年度に渡って実施するのは同一の修理に該当するか。		同一の山車であっても、異なる箇所や内容の修理は同一の修理に該当しないため補助対象となります。ただし、各修理は、年度内に完了する必要があります。
	補助対象外の事例として「鉢巻」等が挙げられているが、当該文化財の舞踊の衣装の一部を構成するもので、保護団体が所有・保管するものであれば補助の対象となるか。		使用する度に取り替えるもの、個人の所有になるもの、伝統行事等を活性化するための道具・装飾品類、伝統行事等の当日のための消耗品等のいずれにも該当しない場合は対象となります。
	太鼓台のかつぐ棒や支える棒については、部分的な修理が難しい場合は1本丸ごとの交換になるため、復元新調とみなされるか。		かつぐ棒や支え棒については、太鼓台を構成する一部となるため修理と見なします。 ただし、修理するに当たり、必ず専門家の意見を聞いてください。
太鼓台補修のための事業者への送料は補助対象経費に含まれるか。	補助対象になります。		
後継者養成事業について	伝統工芸の後継者育成事業を予定しているが、工芸品の制作に係る機器(木工旋盤等)の購入は補助対象になるか。	「1点10万円以上」又は「電力により稼働するもの」は補助対象外となります。	
	後継者育成を目的とした公演事業は補助対象となるか。従前よりの公演事業の置き換えは可能か。	公演事業は補助対象外となります。	

		質問	回答
	記録作成・情報発信事業について	周年記念冊子の作成に係る印刷製本費は対象となるか。 作成後は、関係団体や公共機関等への寄贈や会員育成での使用、公演時の会場配布を予定している。	成果物を配布するだけの取組は補助対象外です。
	国選択の文化財について	令和3年度補正事業 地域文化財総合活用推進事業(地域の伝統行事等のための伝承事業)(国指定等)の補助対象は、「重要無形民俗文化財」及び「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」と具体的な範囲が示されたが、令和5年度 地域文化財総合活用推進事業(地域伝統行事・民俗芸能等継承振興事業)では、抽象的な表現とを感じるが、具体的にどのようなものが対象となるのか。国選択の文化財については補助対象になるのか。	国の指定・登録を受けている民俗文化財は対象外となります。「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」(国の記録選択)については、記録作成・情報整備事業は補助対象外となります。用具等整備事業及び後継者養成事業に応募する場合は、担当である文化庁文化財第一課の了承を得たうえで、要望してください。
	振込手数料	業者への振込みの際の振込手数料は補助対象であるか。 募集案内p28の【解説】欄に示されている※2のパターンのときも業者への振込手数料は補助対象となるか。	補助対象期間内に発生した振込みに係る手数料のみが対象となりますので御注意ください。 p28※2パターンの場合は補助期間外の振込みとなり、補助対象外となります。
継承枠・振興枠	収益機能の強化について	振興枠の収益力強化策において、コロナ禍等により予定していたイベントが実施できなかったり、目標設定に対し達成率が0%に終わった場合、年度の途中でも減額されるのか。その時点で事業が着手済みの場合、事業内容を変更できるのか。	目標設定とする数値に届かなかったからといってただちに補助金を減額することはありませんが、目標を達成できるように努めていなかったことが明らかかな場合は、補助金の交付を一部又は全部取り消すことがあります。また、原則、着手済みの事業内容は変更できません。
	継承への還元について	「振興枠」で、「必要な資金を生み出すことが重要であり、伝統行事等の継承に還元することを目指す。」とあるが、伝統行事等を活用した収益機能強化の取組によって得られた収益を、どの程度継承に還元しないといけないのか。	特に定めはありません。
		振興枠において、収益力強化策実行後に得た収益(資金)はどこにどの口座にどのように積み立てるのか、またそれをもとに還元していく場合はそこからどのように支払っていくのか。	各地域の実情に応じた取組となりますので、自治体や補助事業者等が、還元の仕組みを構築することになります。
		還元は当祭礼全体への還元と聞いたが、どのようにして祭礼全体へ還元するのか。実行委員会とは別の祭礼全体の長に還元することになるのか。この場合、事業等を実施していない構成団体まで利益を還元することになるが、その理解で良いか。 また、実行委員会の構成員ではない他の地域の伝統文化を継承する団体には、還元する必要はないという考えでよいのか。	祭礼内での還元の手法と還元先については特に定めはありませんので、地域の実情に合わせて検討ください。
継承枠への移行	振興枠で要望し不採択となった場合、継承枠の要件を満たしていれば継承枠での採択があり得るか。	振興枠で不採択となった場合でも、継承枠へ振り替えることはありません。	
添付書類	交付要望書に添付する見積書には見積業者の押印が必要か。	不要です。	
	山車等の部位ごとで取り扱う事業者が違うため、別々に見積書を徴取してもよいのか。	修理部位によって業者が異なる場合は、別々の見積書でも構いません。	
	使用する道具を新調する場合、地域の個人の方に依頼して作製してもらっているが、業者ではない全くの個人の場合でも見積りが認められるのか。	適切な業者が見つからず、やむを得ず個人に発注することは妨げませんが、見積額が適切かどうかについては、市場価格と照らして高額になっていないかを確認してください。	
	実行委員会を構成する各保存会の名簿について、年度末に来年度の役員が決まる予定だが、今回は要望書提出時点での名簿でよいのか。	要望時には、その時点の最新版である令和4年度の名簿を提出してください。 その後、役員等の交代があった場合は、交付申請時に令和5年度の名簿を提出してください。	
	設立する実行委員会及び各団体の口座情報の提出はしなくてよいのか。	応募期限までに実行委員会等の設立ができない場合でも、採否の決定までには正式に設立されている必要があります。また、口座情報は交付申請時にご提出ください。	
	協議体で申請を考えていますが、銀行口座の開設等間に合わない場合が考えられるが、その場合は申請ができないということか。		
	実行委員会で作る口座の名義は、実行委員会の会長でなければならないのか。たとえば、会計の人の名義でもよいのか。	実行委員会の口座名義は必ず会長でなくてはならないという規定はありませんので、会計の方の名義でも問題ありません。	
	学識経験者は、市の審議会委員の方でもよいのか。市の関係者は対象にできないなどの規定はあるか。	対象となる文化財に対する専門的な知識があり、仕様内容について指導・助言を行える場合は、市の担当者でも可能です。	
	国選択は、文化財第一課に連絡すればよいだけか。それとも何か了承を得た旨の書類が必要か。 地方公共団体指定の文化財における用具等修理・新調に関し、「指定した公共団体の許可を得る」とあったが、許可を得たことを証明する書類の添付が必要となるのか。その場合、どういった内容を記載するのか。何か書式を示してもらえるのか。	書類の提出の必要はありませんが、必ず了承を得てください。	

	質問	回答	
その他	地方公共団体等からの補助金について	自己負担分に本市の補助金を活用することは可能か。また、自己負担額に市の補助金を充てた場合は、市の補助金は補助対象外となるのか。 本補助事業以外の国補助金と重複して対象にはできないとのことですが、府・市等の補助金・助成金と重複して対象とすることが可能かどうか。	地方公共団体からの補助金を補助対象経費の自己負担分に充てることは可能です。
	会計処理関係	R3補正による事業の実施者である実行委員会を継続させてR5の事業の実施者とする場合、R3補正による事業のために開設した口座をR5事業用に使用してもよいか。	可能です。
		実行委員会内に複数の構成団体が存在し、各々口座を作成している場合、実行委員会の口座に振り込まれた補助金を各構成団体の口座に分配して支払いを行うことは可能か。	可能です。ただし、各構成団体ごとに帳簿を作成し、実績報告書提出時に各構成団体の帳簿と通帳の写しの提出が必要になります。なお、構成団体名義の口座への振込手数料は内部支出に当たり、補助対象外となります。
		補助金の受け取り方についてですが、事務局として市が補助金を受け取り、構成団体に分配することが可能かどうか。あるいは事務局の口座を独自に開設する必要があるかどうか。	補助金を受け取るにあたり、実行委員会等の名義の口座開設が必要です。そのうえで、市が事務局として管理を行っていただくことは可能です。また、構成団体へ補助金を分配することは可能です。その場合、実績報告書提出時には実行委員会等だけではなく、各構成団体の帳簿と通帳の写しも添付してください。
		構成団体から業者へ直接支払いしてはいけないのか。	実行委員会等又は構成団体からの支出のみを認めていますので、構成団体から直接業者へ支払っていただくことも可能です。
		補助金の支払いは一応概算払の実施も予定されているとのことだが、概算払が認められるのはどのような事例か。	補助金の支払時期は、原則として、事業が完了し、額が確定された後となります(精算払)。しかし、資金に乏しい補助事業者の経費立替えに伴う負担を軽減するため、特に必要があると認められる場合に、事業完了前に補助金を支払うことができます(概算払)。概算払は国の会計制度の特例となるため、実施に当たっては関係省庁との協議が必要となります。協議が整い、補助事業者へ補助金が支払われるまでには相当の時間を要しますので、予め御承知おきください。
		原則立替払禁止について詳細が知りたい。	本補助金では、実行委員会等及び補助事業に係る支出及び収入のある各構成団体において、補助事業専用の口座の開設及び帳簿の作成を行い、補助事業に係る支出及び収入を管理することと定められています。そのため、原則、実行委員会又はその構成団体が直接、支出及び収入を行うことが求められ、個人や他の団体等による立替払は原則禁止となっております。実行委員会等に資金がない場合、実行委員会等が個人や銀行からお金を借り入れて支払いを行うことが想定されますが、その場合は、必ず補助事業専用の口座に入金した後に、支払を行うよう注意して下さい。また、急を要する場合にやむを得ず、実行委員会等が管理する資金以外から立替払を行った際は、速やかに精算を行うとともに、立替払を行ったことが明確に分かるように、帳簿に記載してください。なお、実行委員会等と関係のない第三者による立替払は原則認めておりません。詳細は募集案内p27に記載していますので、御確認ください。
		募集案内p23 交付要望書等の作成に当たっての留意事項③「事業内容の大幅な変更」に事業の取消しは該当するか。	該当します。実際に実施可能な事業のみ要望してください。
	事業の取り止めについて	説明会資料p25において、交付要望時と交付申請時とで事業内容の変更は原則不可(採択額が交付要望額より減額となったため、事業の一部をとりやめる場合を除く。)とあるが、採択額が交付要望額より減額となったため、交付要望書に記載したいいくつかの保存会等のうち、1つの保存会が事業を全てとりやめるという場合は、「事業の一部をとりやめる」に該当するか。	採択額が交付要望額より減額となったため、実行委員会等の一部の構成団体において事業の全部を取り止めることとなった場合も該当します。
		同一の保存会が、本補助金と「令和5年度伝統文化親子教室事業」の両方に応募することは可能か。	それぞれで応募する事業内容が全く異なる場合は可能です。